

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文

○電気機械器具品質表示規程（平成九年十二月一日 通商産業省告示第六百七十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（表示事項） 第一条 （略） （遵守事項） 第二条 （略） 別表第一（第一条関係） （略） 別表第二（第二条関係） 一、六 （略） 七 エアコンディショナー （二） 冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンデ イショナーの定格周波数ごとに標準電圧（百ボルト又は二百	（表示事項） 第一条 （略） （遵守事項） 第二条 （略） 別表第一（第一条関係） （略） 別表第二（第二条関係） 一、六 （略） 七 エアコンディショナー （二） 冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンデ イショナーの定格周波数ごとに標準電圧（百ボルト又は二百

ボルトの電圧をいう。以下同じ。) における日本工業規格B八六一五―一(エアコンデিশヨナ―第1部・直吹き形エアコンデিশヨナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法) 及び日本工業規格C九六一二(ルームエアコンデিশヨナ)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られた数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナス三パーセント(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント、マイナス十パーセント)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

(二) (略)

(三) 冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンデিশヨナの定格周波数ごとに標準電圧における日

ボルトの電圧をいう。以下同じ。) における日本工業規格B八六一五―一(エアコンデিশヨナ―第一部直吹き形エアコンデিশヨナとヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験方法)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られる数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナス五パーセント(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント、マイナス十パーセント)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

(二) (略)

(三) 冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンデিশヨナの定格周波数ごとに標準電圧(百ボルト

本工業規格B八六一五―一（エアコンディショナ―第1部…直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験法）及び日本工業規格C九六一二（ルームエアコンディショナ）の八・一（運転性能の試験）に規定する冷房能力又は暖房能力（標準）の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット（数値が千未満の場合はワット）の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス三パーセント（電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント、マイナス十パーセント）とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。

（四） 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本工業規格C九六一二（ルームエアコンディショナ）に規定する方

又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ。）における日本工業規格B八六一五―一（エアコンディショナ―第一部直吹き形エアコンディショナとヒートポンプ―定格性能及び運転性能試験方法）に規定する冷房能力又は暖房能力（標準）の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット（数値が千未満の場合はワット）の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント（電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合にあつては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント、マイナス十パーセント）とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。

（四） 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本工業規格C九六一二（ルームエアコンディショナ）附属書三に規

法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示すること。
ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置
のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、
通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。

(五) (七) (略)

定する方法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示す
ること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は
電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものに
ついては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することが
できる。

(五) (七) (略)